

農業委員会事務局監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和5年4月13日から同年6月29日まで

3 監査の対象及び範囲

農業委員会事務局の所管に属する令和4年4月1日から令和5年2月28日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

(1) 収入に関する事務

横須賀市農業委員会規程第13条の規定により準用する専決規程によると、国県支出金の収入に係る交付決定は部長専決事項とされているが、令和

4年度国有農地管理事業事務取扱交付金の予算どおりの交付決定について、起案せず部長（事務局長）決裁を受けていなかったもので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（農業委員会事務局）